

Q 1 性能評価の手続きを行った住宅のうち、業務停止期間中も現場検査を行なうことができるのはどういった住宅か。

A 1 以下のものを想定しています。

- ・業務停止期間前に設計住宅性能評価に係る契約を締結している住宅
- ・業務停止期間前に設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅
- ・業務停止期間前に建設住宅性能評価に係る契約を締結している住宅
- ・業務停止期間前に建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

Q 2 業務停止期間前に設計検査を受けた住宅は、業務停止期間中に中間現場検査を申請できるか。

A 2 業務停止期間前に中間現場検査の業務に関する契約を締結している場合は、申請できません。

Q 3 業務停止期間前に建築基準法上の契約を締結している住宅は、業務停止期間中に設計検査又は現場検査を申請できるか。

A 3 業務停止期間前に建築基準法の建築確認、中間検査及び完了検査の業務に関する契約を締結している場合は、業務停止期間中に設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査を申請することができます。

なお、業務停止期間前に建築確認の業務に関する契約のみを締結している場合は、業務停止期間中に設計検査（当該住宅に係る特定工程の指定がなされていない場合は、設計検査又は中間現場検査）のみを申請することができます。

Q 4 業務停止期間中に竣工済特例を申請できるか。

A 4 業務停止期間中については、竣工済特例の申請はできません。

ただし、当該住宅が建築基準法の処分対象でないもの（業務停止期間前に建築基準法の完了検査の契約を行っている住宅 等）であれば、竣工済特例の申請ができます。

Q 5 業務停止期間前にフラット35として設計検査に合格済みの場合は、業務停止期間中にフラット35Sを利用するための設計変更を申請できるか。

A 5 建築基準法の計画変更を伴うものでない場合は、申請できます。

Q 6 建築確認を他の検査機関（又は特定行政庁）に提出した住宅について、業務停止期間中に設計検査を申請できるか。

A 6 他の検査機関で建築確認を行っている場合であっても、建築基準法の処分対象となり得る住宅については、業務停止期間中の設計検査の申請はできません。

なお、業務停止期間前に住宅性能評価に係る契約を締結している住宅については、申請できます。

Q 7 業務停止期間中に、中古住宅の適合証明を申請できるか。

A 7 申請できます。

受付停止は、建築基準法に基づく行政処分に基づく措置のため、中古住宅についての制限はありません。